

法改正情報

2019年度版 行政書士試験六法

(2019年1月30日更新以降の追加分のみ掲載)

本書において、下記のとおり、2019年1月30日更新以降、法改正による追加修正箇所がございます。恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	改正前	改正後
1058	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条(利用範囲) 第3項</p> <p>3 健康保険法第48条若しくは第197条第1項、相続税法第59条第1項、第3項若しくは第4項、厚生年金保険法第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法第9条の4の2第2項、第29条の2第5項若しくは第6項、第37条の11の3第7項、第37条の14第9項、第17項若しくは第30項、第70条の2の2第13項若しくは第70条の2の3第14項、国税通則法第74条の13の2、所得税法第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項若しくは第4条の3第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p>	<p>3 健康保険法第48条若しくは第197条第1項、相続税法第59条第1項、第3項若しくは第4項、厚生年金保険法第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法第9条の4の2第2項、第29条の2第5項若しくは第6項、第37条の11の3第7項、第37条の14第9項、第17項若しくは第35項、第70条の2の2第15項若しくは第70条の2の3第14項、国税通則法第74条の13の2、所得税法第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項若しくは第4条の3第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>※所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)による</p>

以上